

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
見舞金 61,975,269円 医療費 59,500,428円 被害者 2,474,841円 10歳代	<p>平成23年12月22日午後3時5分ごろ、此花区伝法4丁目7番10号先路上において、本市職員森川貴弘の運転する本市環境局西北環境事業センター所属じん芥自動車なにわ800さ9662号車が南進していた際、横断歩道を東に向かって走行していた自転車に気付かなかったため、本車右前部が同車に衝突し、同車を破損するとともに、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、負傷したものである。</p> <p>同人は、脳挫傷、急性硬膜下血腫、外傷性くも膜下出血、急性硬膜外血腫、後頭骨顔面骨骨折及び全身打撲傷のため約2年10箇月にわたり入院及び通院治療を続けたが、頭部外傷後遺症及び高次脳機能障害を残した。</p>

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。